

火災警報器設置事業(無料)の申請について(健康福祉課)

この事業は、身体機能が低下している75歳以上のひとり暮らしの高齢者や障害者及び要介護者のいる個人住宅に火災警報器の設置を支援することにより、火災による逃げ遅れを防止することを目的とするものです。

火災警報器の設置の対象者や申請手続きは次のとおりです。お早めに申請してください。

1 設置対象者

設置の対象となる世帯は、平成22年12月1日に五霞町に住所を有し、現に個人住宅に居住する次の世帯です。

- ① 75歳以上のひとり暮らし世帯
- ② 75歳以上の高齢者だけの世帯
- ③ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属する世帯
- ④ 療育手帳A・Aの交付を受けている方が属する世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属する世帯
- ⑥ 介護被保険者証3・4・5の交付を受けている方が属する世帯

※①、②に該当する方は、昭和11年3月31日以前に生まれた方が対象になります。

2 設置する火災警報器

設置する火災警報器は、日本消防検定協会の認定に合格した

煙感知式(音声機能つき)とし、住宅一戸につき2台を限度として設置します。ただし、身体障害者手帳1・2級で聴覚障害者の方については、音声式に替えて光機能つきの火災警報器を設置します。

3 申請方法

設置を希望する方は、郵送された五霞町高齢者等個人住宅用火災警報器設置申請書に必要事項を記入し、平成23年3月31日までに、次のところに申請書を提出していただくか郵送してください。なお、担当地区の民生委員に依頼していただいても結構です。

○提出先 健康福祉課

(高齢者支援G・社会福祉G)

4 設置費用・設置日程

設置費用は、所得に係わらず無料です。申請の早い方から日程を調整し、町から委託された業者が順次設置してまいります。

※平成21年度に該当になられた世帯で、まだ申請の済んでいない方も、お早めに申請をお願いします。

○お問い合わせ・郵送先

〒306-0392

五霞町小福田1162-1

健康福祉課 高齢者支援G

(内線238)

五霞町木造住宅耐震診断士派遣事業 木造住宅の耐震診断を支援します!(建設環境課)

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

【対象住宅】

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

- (1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限り、)で、2階以下のもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかつた場合を除く。
- (3) 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。

(注1) 建築年、建築概要が建築確認通知書、建築計画概要書等で確認できること。

(注2) 丸太組工法(ログハウス)及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外

るものは対象外

【診断費用(個人負担)】
一戸あたり2,000円

【募集戸数】
13戸(定数になり次第終了します。)

【お申し込み期間】
12月6日(月)から17日(金)まで

【受付時間】
午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日・祝祭日を除く)

【必要書類】
(1) 申込書
(2) 建築時期及び延床面積が確認できるもの
(3) 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)
(注1) (2)について、建築時期及び延床面積につきましては、建築確認申請書等が紛失等により確認できない場合には、大まかな建築年が分かれば町保管の資料で確認することができますので、建設都市計画Gまでお問い合わせください。

(注2) (3)について、概略平面図は、実際に耐震診断を行う建築士が、対象建築物の間取りの図面を作成する際に参考にすることもできます。

当該図面がない場合には、耐震診断を行う建築士が実際に調査に訪問した際に作成します。

【お申し込み方法】
申込書を役場建設環境課窓口または町ホームページから取得し、所定の事項を記入のうえ役場建設環境課宛て提出ください。

【お申し込みから診断までの流れ】
(1) 申込受付後に、内容の確認を行い、派遣住宅と派遣する木造住宅耐震診断士を決定します。

(2) 派遣の有無にかかわらず、町から申込者に通知を送付します。(派遣が決定した方につきましては、派遣決定通知に個人負担納入のご案内も同封します。)

(3) 派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

【注意ください】

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。また、派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールス等には十分ご注意ください。

【お問い合わせ及び受付窓口】

建設環境課 建設都市計画G

☎(84)33347(直通)